

平成22年第4回農業委員会総会

平成22年4月20日午後2時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1.加藤孝一 | 8.長澤恒幸 | 15.荻嶋 勲 |
| 2.吉野光輝 | 9.小出幹夫 | 16.鈴木勝雄 |
| 3.鴨志田 進 | 10.鶴澤 敏 | 17.山本重文 |
| 4.中嶋則夫 | 11.小川 寛 | 18.三須裕司 |
| 5.中川利夫 | 12.落合健一 | 19.中田眞司 |
| 6.山本紀市 | 13.立崎義久 | 20.関口芳秀 |
| 7.森 邦央 | 14.林 和弘 | 21.関端 旭 |
| | | 22.川野 繁 |

2.欠席者

なし

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可）
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
- 議案第7号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第8号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について

5.その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について

(認定電気通信事業者)

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について
その他 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について

藤崎事務局長
川野会長

開会を宣す。

平成22年第4回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は4月の半ば過ぎに雪が降るといような大変不順な天候で、皆様方、大変苦労されておることと思います。そうかと思えば、ヨーロッパのアイスランドの爆発で飛行機が飛ばなくなると。あの噴煙が大気圏を脱出した場合には、世界中が雲に覆われて薄日が差すような日照不足が生じるということ、今日のテレビなんかで、科学者が発表しておりましたけれども、そういうことのないように祈りたいものでございます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で21件、計画変更承認案件1件、公売買受適格者証明1件、農用地利用集積計画の承認案件24件、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認、農地法第18条第6項の規定による届出、農地法施行規則の規定による届出2件、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正、合わせて総件数で51件が提出されております。提出された案件につきまして、慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、立崎委員が遅刻するという連絡が入っておりますので、ご承知願いたいと思います。

以上で開会のあいさつといたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

申し訳ありません。会務報告に入ります前に、議案の訂正をお願いします。まず、議案の3ページ、義務者の住所ですが、は51番12となっておりますと思いますが、は51番地12ですので「地」を追加していただきたいと思います。

それから、8ページ、こちら7番から10番までの今度は権利者の方の住所なんです、番地、529番1というふうになっていると思いますが、これも番地ですので「地」を追加していただきたいと思います。7、8、9、10番ですね。権利者の番地の「地」が抜けておりますので、10番まで「地」を入れていただきたいと思います。

それから、その下の11番なんです、これは権利者と義務者が逆になってしまっておりますので、有限会社の方が権利者で個人の方が義務者ということで変

更をお願いします。

それから、12ページの農用地利用集積計画の承認の中の12番のところなんです、こちらのまず一番右から2列目の行のところに借地料内訳というのがあると思うんですが、ここは削除、消していただいて、その隣の借地料5万1千円となっておると思いますが、ここを3万円に訂正をお願いしたいと思います。

以上、訂正の方をよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、会務報告をいたします。

3月24日、水曜日。午後2時から北総中央用水土地改良区通常総代会が総合保健センターの大会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

3月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は三須部長、山本紀市委員、鶴澤委員出席のもと実施いたしました。

同じく3月25日、木曜日。午後3時30分から農家組合連合会長会議がJA印旛の八街支所で開催されまして、川野会長、それから私と佐藤副主幹が出席しております。

3月26日、金曜日。午前10時30分から千葉県農業会議第97回通常総会及び市町村農業委員会会長事務局長会議が千葉市で開催されまして、川野会長と私が出席いたしました。

同じく3月26日、金曜日。午前10時から印旛農業協同組合第8回通常総代会が佐倉市で開催されまして、関端副会長が出席しております。

4月1日、水曜日。午前8時45分から事務局職員の辞令公布を会長室で実施いたしまして、会長所用のため、関端副会長をお願いいたしまして、辞令公布式を執り行いました。なお、転出につきましては、先ほど申し上げましたとおり佐藤副主幹、転入につきましては梅澤主査が転入してまいりました。

4月5日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は鈴木部長、長澤委員、落合委員出席のもと実施いたしました。

4月15日、木曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員は関端副会長、鈴木部長、中川副部長、山本紀市委員、荻嶋委員、小川委員、林委員、吉野委員出席のもと実施いたしました。

4月16日、金曜日。午後1時30分から部会の面接調査を実施いたしまして出席委員につきましては、現地調査と同メンバーでございます。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号1番の加藤委員、2番の吉野委員にお願いいたします。

続いて、議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分を議題といたします。

1番について、事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案書3ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分についてご説明申し上げます。

番号1、区分売買、所在八街字立合松北、地目畑、面積4千221平方メートル。権利者事由につきましては、農地を取得し、経営規模を拡大したいということでございます。

義務者事由につきましては、借金等の返済のため、農地を売却したいということでございます。

以上です。よろしく願います。

川野会長

説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長

議案第1号、3条に関わる調査結果について報告します。

申請地についてですけれども、市役所から北へ約4キロメートル行った酒々井横芝線を左に曲がって約500メートルいったところの左側にあります。

申請地の現況ですけれども、植木業をやっていて、ほとんど植木畑です。

進入路については、権利者と義務者が隣同士で畑もくっついていますので、進入路は確保されると思います。

次に、許可基準に適合するか否かについて、まず、権利者及び世帯員が権利取得後に耕作され、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されるかという点でございますが、権利者の所有している主な農機具は、ほぼ、農作業に関わる農機具等は一式すべて持っております。

労働力は世帯員4名ですけれども、3名で常時平均250日以上、農業に従事していると。

現在、所有する農地及び借入地は効率的に耕作されており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

以上の内容から農作業従事及び申請地含めてのすべての農地を効率的に利用し、耕作されると認められると思います。権利取得後において農地の面積の合計が50アールに達するかという点でございますが、現在自作地が150アールありまして、また、ここで42アール増えますので、190アールになりますので、専

業農家として、すべて耕作されると思います。

以上、報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第1号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手
をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許
可分を議題といたします。

1番につきましては、部会案件で、農政部会第2班に担当していただきました。
班長の中川副部長から報告をお願いいたします。中川副部長、お願いいたしま
す。

中川副部長

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分です。

番号1、区分売買、所在沖字中沖、地目畑、面積2千63平方メートルほか2
筆で4千465平方メートル。権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、
後継者がいないため経営規模を縮小したい。

それでは、面接調査の結果を報告いたします。

調査委員は鈴木部長、それから中川、山本紀市委員、荻嶋委員、小川委員、林
副部長、吉野委員、関端副会長。事務局より梅澤主査、麻生主任主事に出席して
いただきました。

4月16日、金曜日。午後1時から第1会議室です。

申請者、権利者は本人。義務者は出席しませんでした。

新たな農地を必要とする理由は何か。経営規模を拡大したい。

当該農地を選定した理由は何か。水はけがよく、日当たりもよく道路に接して
いるため。

当該農地を売却する理由は何か。後継者がいないため規模を縮小したい。

現在の営農状況について。専業農家でありまして、職業は植木農家であります。

主な農業機械等の所有状況。トラクター1台、耕運機1台、2トントラックが
1台。

農作業従事者。世帯員が6名うち労働力は2名。

年間農作業従事日数。権利者190日、家族30日。

現在の経営農地の状況について、田50アール、畑40アール。作付状況は水
稲と植木です。

所有農地及び借入地で耕作していない農地はない。

他に貸し付けている農地はなし。

過去3年以内に農地の売却または農地の転用をしたことはない。

申請地の営農計画について。住居から申請地までの距離は約16キロメートル、時間にして25分、交通手段は車です。

作付計画については、植木。出荷先については、関東一円だそうです。

その他の参考事項といたしまして、平成19年に田んぼを取得したことがある。きちんと肥培管理をし、周辺農地に迷惑をかけないようにする。息子は造園業を行っているが、農業も手伝っており、後継者である。

以上、すべての調査結果から本案件につきましては、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしておりますので、農政部会第2班では許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第2号1番について、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、1番から3番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字榎台、地目畑、面積7千48平方メートルのうち1千981.98平方メートル。目的、貸倉庫用地。転用事由、所有地を貸し付けている会社より、敷地が手狭なため、当該申請地を倉庫及び駐車場として利用したいと要望があったため、倉庫及び駐車場を整備して貸し付けたい。

なお、本件につきましては、1千平方メートルを超える土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては開発行為に該当し、都市計画法29条との調整が必要となります。

番号2、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積1千241平方メートル。目的、駐車場用地。転用事由、現在、老人ホームを運営しているが、職員駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件については、議案第5号7番に関連しております。

また、本件は平成12年当時から職員駐車場として土地利用を行っている経緯

があり、始末書が添付された事後申請となっております。

番号3、所在八街字笹引、地目畑、面積1千468平方メートルのうち888.96平方メートルほか1筆、計2筆の面積997.89平方メートル。目的、長屋住宅1棟用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長 1番の案件ですけれども、立地基準ですけれども、市役所から北方面に約4キロメートル行った朝陽小学校の信号を左折しまして約400メートル行った左側に位置します。

農地区分ですけれども、第2種農地だと思います。

一般基準、資力及び信用ですけれども、自己資金で建てると。この面積がかなり広いように思われるんですけれども、この現場から100メートルまで行かないところに工場がありまして、そこで貸倉庫になっていますけれども、これはチョコレート屋さんで、いろんな資材を置くのに、ここを借りたいということで、それとパートさん、従業員もかなりいますので、そういう駐車場にも利用したいと。そういうことで、あらゆる面から見ても、この場所だったら何ら問題ないと思います。

以上です。

川野会長 2番につきましては、議案第5号7番から10番までに関連しておりますので、あわせて報告をお願いいたします。

荻嶋委員、お願いいたします。

荻嶋委員 議案第3号2番。まず、立地基準ですが、市役所の南方に当たる県道川上線のランドロームを過ぎて約200メートル行ったところの右側に風の村の立て看板が立っております。そこを右折して道なりに約2キロメートル行ったところに、その場所があります。

それから、書類上の判断は地目山林で、現地調査での判断、事務指針16ページの2に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

あとは、支障はないものと思います。それから、農地法の手続をとらないことに対する始末書が添付されておりますが、まず、問題はないものかと思いました。

続いて、議案第5号7番。立地基準は議案第3号2番と同じです。それから、書類上の判断は地目山林、それから現地調査での判断は16ページの2に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の場合、代替性の有無はなしです。

計画面積の妥当性は適当と思いました。

それから、申請地は受益地内にあるかは、なしです。

駐車場での通路なので、他への支障はないと思います。

議案第5号8番、9番です。立地基準はやはり同じ場所です。

増築用地で、これは問題ないと思いました。

それから、議案第5号10番。申請地の位置及び接道条件、これは8、9番と同じです。駐車場用地、これもやはり16ページの2に該当するため、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の場合、代替性の有無はなし。

計画面積の妥当性は適当と思いました。

それから、資金は自己資金と借入金です。

法人申請の場合、申請に係る事業内容が法人登記簿謄本等において定められた目的または業務の範囲に適合すると認められるかで、適当だと思いました。

申請地における小作人の有無はなしです。

それから、周辺農地の営業状況への支障もないと思います。災害発生のおそれもないと思います。

農業用排水機能への支障もなしです。それから、日照、風通し等への支障もないと思います。

それから、権利者は養護老人ホームであり、その存在価値は年を追うごとに増してくることは必須であると思いつつ、私が調査した範囲では許可相当ではないかと判断いたしました。

以上です。

3番、落合委員、お願いいたします。

それでは、議案第3号3番の調査報告を行います。

この案件の申請者は、現在会社員でございますけれども、2、3年後に会社をやめるという予定で、その後、アパート経営により安定した収入を得たいということで、今回の申請に至りました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南へ約4キロメートル、笹引小学校の前の通りを四木方面に向かう、ちょうど境目あたりの左側でございます。

市道に接しており、進入路は確保されております。

農地性としては、第2種農地と判断いたしました。また、代替性はないと思われれます。

次に、一般基準でございますが、申請目的が専用長屋住宅ということで、建物用地307.76平方メートル、駐車場ほか関連用地691.3平方メートルで一体性があり面積妥当と思われれます。

資金の確保につきましては、借入金となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画でございますけれども、境界はブロック積みとし、土砂などの流出を防ぐ計画になっております。用地内は浸透枘を設置し、建物周囲は自作地のため、自然浸透となります。

川野会長
落合委員

また、隣接住宅との距離もあり、日照、通風への支障もないと思われます。
これらのことから、隣接地に対する支障を与えることはないと思われます。
また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、許可後は速やかに申請に係る用途に供すると見られることから、問題はないと思われます。

以上でございます。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第3号1番につきまして、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、2番につきましては、許可相当で決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引、地目畑、面積495平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅用地。承継者の目的、倉庫用地。現在、食料品卸業を主に営んでいるが、事業規模の拡大に伴い、倉庫が必要となったため、当該申請地を倉庫として利用したい。

なお、本件については、議案第5号11番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番につきましては、議案第5号11番に関連しておりますので、あわせて報告を願います。

1番、落合委員、お願いいたします。

落合委員

それでは、報告いたします。第5号11番と関連しておりますので、よろしく

お願いいたします。

まず、この案件は許可後の計画変更承認ということでございます。立地基準でございませけれども、申請地は市役所から約4キロメートル南へ面したところにあります。ちょうど私の家の前の団地なんですけれども、この申請地は平成5年に、この地に新居を建て、親と別居する予定で専用住宅用地として許可を受けたところでございますけれども、その後、親の健康上の理由から別居が困難になり、今回、倉庫用地として計画変更の申請を出したところでございます。

資金は自己資金でございます。申請地は第2種農地で代替性はありません。

面積は495平方メートルで、目的、倉庫用地としての計画面積としては妥当と思われま。

倉庫用地としての理由は、業務拡大のため落花生保管倉庫建設であります。周辺は住宅地であり、境界はコンクリート塀で囲まれており、隣接地への支障はないと思われま。

また、多少傾斜がありますけれども、これは整地して建物を建てるという計画でございます。

申請が通りましたら、許可後、速やかに、この用途に供すると見られ、本案件は問題ないと思われま。

以上でございます。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第4号1番につきましては、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番までご説明いたします。

番号1、区分売買、所在榎戸字萩ノ作台、地目山林現況畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長とともに将来のことを考え、環境の良い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分売買、所在榎戸字富山、地目畑、面積199平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積297平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長とともに将来のことを考え、妻の実家に

近い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号3、区分売買、所在八街字三角地、地目畑、面積220平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号4、区分使用貸借、所在八街字追分台、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、借屋に居住しているが、子どもの成長とともに将来のことを考え、父親が所有している当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号5、区分売買、所在大木字大富向、地目畑、面積322平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積803平方メートル。転用目的、宅地分譲3区画用地。宅地分譲3区画の造成、販売。

なお、本件については、議案第5号6番に関連しております。

番号6、区分売買、所在大木字大富向、地目畑、面積186平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地の宅地分譲地の通路として利用したい。

なお、本件については、議案第5号5番に関連しております。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、三須部長、お願いいたします。

三須部長

それでは、議案第5号1番の調査報告を行います。

最初に立地基準ですが、申請地は北小学校より東に約500メートルに位置し、公道により進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

一般基準ですが、330平方メートルの専用住宅ということで、面積妥当と思います。

資金は借りにて賄います。

造成計画ですが、道路よりちょっと地盤が高いため、土砂の搬入はしない。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを積み、被害防除をする。

用水は井戸水。排水は雨水は宅内自然浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽から蒸発散装置へ流すと。

隣接農地所有者の説明状況ですが、周囲はすべて義務者の所有地ですので、問題ないと思います。

以上のことから、この案件は問題ないと思います。

続いて、2番も私の案件ですので、番号2番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、場所はJR榎戸駅より北方面へ約1キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。

農地区分は第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

一般基準ですが、計画面積の妥当性ですが、297平方メートルの専用住宅用

地ということで、面積妥当だと思います。

資金は自己資金及び借入金にて賄います。

造成計画は、現況で申請地は、ほぼ平らなので、整地後、建設する。用水は水道水、雨水は屋根の部分は浸透枡を設け浸透させる。宅地内は宅地内自然浸透とする。汚水・雑排水は合併浄化槽を設け、前面のU字溝に放流する。

農地への土砂の流出防除につきましては、流出のおそれのある面はブロック積みをする。隣接農地への説明状況ですが、この申請地の隣接農地は義務者の農地でして、本人もわかっていますということですから、以上のことから、この案件につきましても、問題ないと思われれます。

以上です。

川野会長
鵜澤委員

続いて、3番について鵜澤委員お願いいたします。

番号3番について調査報告をいたします。

この申請地は、平成21年12月15日付で農地法第5条の許可になった土地です。当時の権利者が土地を造成し、自宅建築の工事を進めておりましたが、都合で住宅建設を取りやめることになり、本年3月26日に許可処分の取り消し願いが提出されております。

立地基準ですが、申請地は市役所の北西方向約1.2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接しており、確保されております。農地区分は用途地域に定められているため、第3種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、専用住宅用地であり、面積220平方メートルは妥当と思われれます。資金は自己資金と借入金にて賄う計画です。

申請地には、小作人等、権利移転に対しての支障となるものはありません。

隣接農地に対しての被害防除対策ですが、外周にはブロックを積み、土砂の流出を防ぐ計画です。

用水は市営水道、汚水・雑排水は公共下水道、雨水は宅地内で処理をする予定です。

隣接農地は耕作されておりません。よって、営農に支障を来すことはありません。また、土地改良受益地ではありません。

権利者は現在アパートに住んでおりますが、手狭になり、申請地に住まいを持ちたいとのことでした。

土地が造成済みになっていることについて、理由書が添付されております。

これらのことから、立地基準、一般基準とも問題ないと思われれます。

以上です。

川野会長

4番、5番、6番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

まず先に番号4番について調査報告をいたします。

まず、立地条件ですが、申請地は市役所から東へ約1.1キロメートルに位置

しております。公衆用道路を介して県道に面しております。進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準でございますが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は330平方メートルであり、面積は妥当と思われます。

資金については自己資金と借入金にて賄う計画になっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、計画ではブロックを設置して、上水道は井戸を掘って、汚水・雑排水は市の下水道、雨水は敷地内処理するという計画になっております。

隣接農地所有者は義務者を含む共有の農地で、所有者には説明して、特に意見はなかったということでございますので、問題はないと思ひます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在、借家住まいであります。子どもの成長に伴い、手狭なため自己の住宅を建築したいという理由もあり、必要性についても認められ、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で4番の調査報告を終わります。

続いて、5番、6番、これは関連しておりますので、一緒に報告させていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南東へ約1キロメートルに位置しております。県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、宅地分譲3区画用地及び道路用地ということですが、申請面積は合計で989平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金については自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水や土砂の流出を防ぐ計画になっております。

上水道は市営水道、汚水・雑排水は市の下水道、雨水は敷地内浸透処理する計画になっております。

隣接農地所有者には説明して、特に意見はないということでございますので、問題はないと思ひます。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は土木建設業を営んでおり、会社の事業目的ともに一致しており、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われ
ます。以上、調査報告を終わります。
地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたし
ます。ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたし
ます。議案第5号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手
をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお
願いいたします。

挙手全員でありますので、2番につきましては、許可相当で決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお
願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願い
いたします。

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお
願いいたします。

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、6番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお
願いいたします。

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。

ここで、会議中ではございますが、10分間の休憩をいたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時10分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、7番から14番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、7番か
ら14番までについてご説明いたします。

番号7、区分使用貸借、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積7千28
8平方メートルのうち186.29平方メートル。転用目的、通路用地。職員駐
車場への進入路として利用したい。

なお、本件は、議案第3号2番に関連しておりますが、申請地の通路について

も平成12年当時から既に利用されているということから始末書を添付した事務申請となっております。

番号8、区分賃貸借、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積2千90平方メートル。転用目的、特別養護老人ホーム用地。現在、老人ホームを営んでいるが、入居者が増加し、入居希望者が待機待ちをしている状況のため、申請地に建物を増築し、解消を図りたい。

なお、本件については、議案第5号9番、10番に関連しております。

番号9、区分使用貸借、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積7千288平方メートルのうち576.39平方メートル。転用目的、特別養護老人ホーム用地。上記申請地の法面として利用したい。

本件については、議案第5号、8番、10番に関連しております。

なお、この8番、9番につきましても、議案第3号1番と同様に1千平方メートルを超える土地に対する建築行為となりますので、開発行為に該当し、都市計画法29条との調整を要するものとする案件です。

番号10、区分一時転用、所在東吉田字小山向、地目山林現況畑、面積7千288平方メートルのうち1千327.56平方メートル。転用目的、駐車場用地。上記申請地の増築工事に伴う作業員及び工事車両の駐車場用地として利用したい。一時転用期間、平成22年6月1日から平成23年4月30日まで。

本件については、議案第5号8番、9番に関連しております。

番号11、区分売買、所在八街字笹引、地目畑、面積495平方メートル。転用目的、倉庫用地。現在、食料品卸業を主に営んでいるが、事業規模の拡大に伴い倉庫が必要となったため、当該申請地を倉庫として利用したい。

なお、本件については、議案第4号1番に関連しております。

番号12、区分使用貸借、所在滝台字太郎坊、地目畑、面積370平方メートル。転用目的、分家住宅用地。現在、実家に居住しているが、結婚を機に分家し、父親が所有している実家の隣接地である当該申請地に分家住宅を建築したい。

番号13、区分使用貸借、所在沖字西沖、地目畑、面積322平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの出産に伴い手狭なため、祖父が所有している当該申請地に専用住宅を建築したい。

なお、本件につきましては、20数年前に親戚に農機具の車庫を建築済みということで、始末書が添付されております。

番号14、区分一時転用、所在富山字富山、地目畑、面積5千444平方メートルのうち414.61平方メートル。転用目的、資材置場用地。認定電気通信事業者による携帯電話無線基地局の設置に伴い、一時的に資材置場として利用したい。転用期間、平成22年6月1日から平成22年10月31日まで。

なお、本件については、報告第2号1番に関連しております。

川野会長

以上です。

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

なお、7番から11番までは、先ほど説明済みですので、12番、関口委員、
お願いいたします。

関口委員

では、議案第5号12番を報告いたします。

まず、立地条件ですけれども、本申請地は市役所より南へ約8キロメートル、
二州第二保育園が目安です。この交差点を左に約200メートル入ったところ
にございます。市道に接続しておりますので、進入路は確保されております。

農地区分でございますけれども、事務指針の29ページのBに該当するため、
小規模集団の第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、計画面積の妥当性370平方メートル、専用住宅500平方
メートルですので妥当と思われるます。

資金ですけれども、自己資金及び借入金だそうです。

代替性はないものと思われるます。

申請地における小作人の有無、小作人はございません。

周辺農地への営農状況ですけれども、周囲をブロック2段積みで、周囲への土
砂の流出を防ぐそうでございます。

それから、当該申請地は土地改良区事業受益地ではございません。

申請者本人は二男でございますけれども、長男が別居しておりますので、二男
が隣へ分家ということで、年老いた両親の面倒を見たいというのが目的だそうで
ございます。

以上、許可後、遅滞なく用途に供するものと思われるます。

以上のことから、本案件は何ら問題がないと思われるます。

以上です。

川野会長

続いて、13番、林委員、お願いいたします。

林委員

それでは、議案第5号13番についてご説明いたします。

申請地は市役所より南へ約9キロメートル地点に位置しております。進入路は
市道に面し、確保されております。

農地区分といたしましては、事務指針29ページのBに該当するため、第2種
農地と判断いたしました。

本申請は専用住宅用地ということで、代替性はないと思われるます。

次に、一般基準でございますが、計画面積322平方メートルで妥当と思われ
ます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画ということでございます。

申請に関わる小作人等、支障になるものはございません。

周辺農地への営農状況への支障は、道路以外すべて譲渡人の所有地であり、営

農状況に支障を来すことはないと思われま

また、申請地は土地改良区の受益地ではありません。

権利者は現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後、速やかに目的につくものと判断いたしました。

これらのことから、何ら問題ないものと思われま

以上、報告を終わります。

川野会長
鵜澤委員

続いて、14番、鵜澤委員、お願いいたします。

番号14番の調査報告をいたします。

立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約2.2キロメートルに位置しております。進入路は公衆用道路等を利用すれば確保されております。

農地区分は第2種農地と判断いたしました。また、代替性はないと思われま

一般基準ですが、面積414.61平方メートルは資材置場用地としては妥当と思われま

資金は自己資金にて賄う予定です。

隣接農地への被害防除対策ですが、敷地には鉄板等を敷き、また、仮囲いをいたします。また、残土置場を設置し、養生を行い、土砂の流出を防ぎま

また、隣接農地は義務者のみで問題ないと思われま

工事が終わり次第、速やかに農地として使用できるように復元するとの誓約書も添付されております。

以上のことから問題ないと思われま

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ごさいませんか。

(異議なしの声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。

次に、8番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、9番につきまして、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、都市計画法の調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、10番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、10番については、許可相当で決定いたします。

次に、11番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、11番については、許可相当で決定いたします。

次に、12番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、12番については、許可相当で決定いたします。

次に、13番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、13番については、許可相当で決定いたします。

次に、14番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、14番につきましては、許可相当で決定いたします。

次に、15番、16番を議題といたします。

15番、16番については、農政部会第2班に担当していただきました。班長の中川副部長から報告をお願いいたします。中川副部長、お願いいたします。

中川副部長

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について。

番号15、区分売買、所在八街字外満木山、地目畑、面積5千743平方メートルのうち1千997.81平方メートル。転用目的及び転用事由、駐車場用地。現在、各種機械の設計及び製造販売業を主に営んでいるが、従業員及び来客用の駐車場が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

それでは、面接報告をいたします。

当日は農政部会第2班、それから農政部長、地区担当委員、副会長、事務局の山内主査補、森主査補です。

22年4月16日、金曜日。第1会議室。

申請者の社員の方と代理人の方、義務者本人が出席いたしました。

権利者の主な事業内容は、機械製造メーカー、義務者が申請農地を手放す理由は生活資金が必要、権利者との合意。

会社の概要、資本金5千96万円、年商15億円、従業員56名。保有車両12台うち社用車4台、その他1台。

事業計画について、駐車場を必要とする理由、現在の駐車場に工場兼事務所を新設するため、従業員の駐車場がなくなってしまう。既存施設について、あり。既存施設については処分する。他の用途に使用する。

造成工事内容、土砂の埋め立ては行わず、碎石敷き。排水処理計画は自然浸透、

碎石敷き宅地内処理。資金計画は自己資金。隣接農地所有者からの同意取得状況、被害防除については、義務者の畑が両サイドに残るので、本人了解済み。駐車場以外に利用しない旨の誓約書については確認済みです。

その他、確認事項につきましては、土地が低いと土砂の埋め立ては行わず、道路路面から10センチほど下がった地盤になるよう計画をしている。両サイドの畑について雨水がたまってしまふ可能性があるが、義務者はそれを了解済み。外周はブロック積み、ネットフェンス。工場新設計画に関わる図面等を提出してもらおう。出入り口はそのままオープンです。

以上の点で、農政第2班といたしましては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

続きまして、16番。

番号16、区分売買、所在八街字巽台、地目畑、面積1千653平方メートルほか1筆で合計2千644平方メートル。転用目的及び転用事由、資材置場用地。現在、運送業を営んでいるが、既存の資材置場が手狭なため、当該申請地を資材置場として利用したい。

それでは、面接の結果を報告いたします。

調査委員は先ほどと同じでございます。場所も同じです。

申請者本人、それから義務者本人、また代理人の方が出席していただきました。

申請者の主な事業内容、重機機械の運搬・運送業。義務者が当該申請地を手放す理由、農業規模を縮小したい。

会社の概要、資本金300万円、年商1億円、従業員6名、保有車両10台、トレーラー5台、トラック1台、トラクター4台。

資材置場を必要とする理由、大きな機械類を運搬することが増加したため、より広い場所を求めている。既存施設については、あり。また、既存施設は継続利用する。

造成工事の内容は、整地し、碎石敷き、現地地盤のまま利用する。

排水処理計画、自然浸透、一番奥に流水池を作る予定です。

資本計画は借入金です。隣接農地所有者からの同意取得状況及び被害防除について、義務者の農地のみ。資材置場以外に利用しない旨の誓約書については確認済みです。

その他、確認事項は出入り口にチェーンを施行。周囲は既存フェンス及び番線張り。仕事の内容で別会社の資材も一緒に置かないと対応できない。車両等は増車するので、既存の施設も継続して利用する。

以上の点で、農政第2班といたしましては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

15番について、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、15番については、許可相当で決定いたします。

次に、16番について、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、16番につきましては、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第6号、農地公売買受適格者証明の交付について農地法第5条を議題といたします。

この議案につきましては、部会案件でございますので、農政部会第2班に担当していただきました。

班長の中川副部長から報告をお願いいたします。中川副部長、お願いいたします。

中川副部長

議案第6号、農地公売買受適格者証明の交付について農地法第5条。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積647平方メートルほか1筆、合計788平方メートル。転用目的及び転用事由、資材置場用地。現在、電気工事及び管工事業を主に営んでいるが、近年、東京都内や千葉市等の受注件数が増加しているため、当該申請地を資材置場として使用し、効率化を図りたい。

面接調査の結果を報告いたします。

調査委員、日時は先ほどと同じ日でございます。

申請者は代表取締役、出席者は本人だけです。権利者の主な事業内容、電気工事、空調機械設備、照明関係工事。

会社の概要、資本金2千万円、年商6億円、従業員12人、ほかにパート1人。保有車両6台。社用車3台、バン1台、トラック1台、軽トラ1台。

事業計画ですけれども、資材置場用地、電柱、ポール等、資材置場を必要とする理由、千葉に営業所、旭が本社になるが、その間に拠点がないので、八街や成田周辺に資材置場が欲しかった。既存施設については、あり。既存施設は継続利用する。

造成及び排水処理計画については、境界の茶の木を処分し、砕石を敷き、使用する。進入路と置場。基本的にはそのまま使用する。

排水処理計画は宅内自然浸透処理、資金は自己資金。隣接農地所有者からの同意取得状況及び被害防除については、ブロックを2段積み、片側は既存ブロックにて流出防止。片方で農家の方が隣接なんですけれども、成田税務署から職員が見えまして、説明をしていったということでございます。

資材置場以外に利用しない旨の誓約書については確認済みです。

その他、確認事項につきましては、進入路が狭いことについては、それほど大型の車を使用しないので、それほど心配はしていない。隣接土地所有者の方に説明済み。出入り口にはチェーンを施行。

以上で、農政第2班としましては、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
1番につきまして、班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、ただいま公売の適格者ということで、許可相当ということになりましたが、なお、この申請につきまして、本申請が上がってきた場合、変更がない場合は会長専決としてよろしいか、ご協議の方、お願いいたします。

川野会長

事務局の説明どおり、今後の事務処理について変更がなければ、会長専決による許可でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理については、会長専決として処理いたします。

続きまして、議案第7号、農用地利用集積計画の承認について、1番から25番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第7号、農用地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。

平成22年度、第1次農用地利用集積計画。

番号1、所在用草字坊田、地目田、面積2筆合計で2千133平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては10年。再設定でございます。

次に、番号2、所在八街字神林、地目畑、面積1万3千487平方メートルのうち1万平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては1年。新規でございます。

次に、番号3、所在八街字笹引、地目畑、面積1万7千777平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては4年。新規でございます。

す。

次に、番号4、所在八街字富山、地目畑、面積2筆合計で2千81平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号5、所在八街字富山、地目畑、面積1千90平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号6、所在八街字富山、地目畑、面積2筆合計で3千271平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号7、所在八街字富山、地目畑、面積2筆合計で3千271平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月でございます。

次に、番号8、所在八街字富山、地目畑、面積2千181平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号9、所在八街字富山、地目畑、面積1千289平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号10、所在八街字富山、地目畑、面積3筆合計で2千124平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号11、所在八街字夕日丘、地目畑、面積4千684平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号12、所在八街字東崎、地目畑、面積2筆合計で4千104平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月でございます。

次に、番号13、所在八街字鳴沢台、地目畑、面積3千949平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号14、所在八街字大谷津、地目畑、面積7筆合計で7千35平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次のページ、13ページになります。

次に、番号15、所在八街字大谷津、地目畑、面積3筆合計で1千631平方

メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号16、所在八街字大関台及び八街字楨形、地目畑、面積6筆合計で8千376平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号17、所在八街字北富士見、地目畑、面積2筆合計で4千80平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号18、所在岡田字清水上、地目畑、面積3千990平方メートルのうち2千平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号19、所在岡田字内ノ台、根古谷字向山、根古谷字沢ノ台、根古谷字後沢、地目畑、面積6筆合計で9千41平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号20、所在八街字西林、地目畑、面積2筆合計で6千574平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号21、所在八街字富山、地目畑、面積1千90平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては2年11カ月。新規でございます。

次に、番号22、所在用草字天神、地目田、面積2筆合計で3千61平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては10年。再設定でございます。

次に、番号23、所在八街字谷上及び雁丸字雁丸尾余、地目畑、面積3筆合計で1万2千297平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては3年。新規でございます。

次に、番号24、所在朝日字梅里、地目畑、面積3筆合計で8千405平方メートル。利用権の種類につきましては賃借権。期間につきましては5年。新規でございます。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。
次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。
次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。
次に、4番から21番については関連ですので、一括で原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、4番から21番については、承認することに決定いたします。

次に、22番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、22番については、承認することに決定いたします。
次に、23番、24番につきまして関連しておりますので、一括で原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、23番、24番については、承認することに決定いたします。

次に、議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、議案第8号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認についてご説明申し上げます。

これは、昨年11月の総会におきまして、ご承認いただきました平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、活動の点検・評価（案）を作成したものでございます。

内容につきましては、お手元に配付の別冊の議案第8号の資料のとおりでございますが、何かお気づきの点がございましたら、ご質問等お願いしたいと思います。

なお、今後の予定についてでございますが、今回この議案をご承認いただきました後、ご意見をいただき、その意見を踏まえて今回の案を修正し、6月の総会で修正案をご承認いただいた後、国へ報告することになります。ご意見がありましたら、この別冊の資料の後ろに意見書を添付してありますので、次回5月の総会時までにご提出の方をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

ございませんか。前に配られていたから、大体わかるとは思うんですが、なければ、進めますけれども、ございますか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、議案第8号については、承認することに決定いたします。

続きまして、その他に移ります。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知ということでございますが、これは以前の農地法では農地法第20条第6項ということで、合意解約ということでございます。

番号1、所在上砂字新田千葉道、地目畑、面積2千479平方メートルのうち991平方メートルほか1筆、合計2筆で4千957平方メートル。合意の成立日でございますが、平成22年3月30日、土地の引渡時期は平成22年3月30日でございます。

以上でございます。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、認定電気通信事業者、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第2号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在富山字富山、地目畑、面積5千444平方メートルのうち265.38平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積331.72平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。

番号2、所在八街字松ヶ丘、地目畑、面積9千87平方メートルのうち9平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。以上です。

川野会長

報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第3号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

報告第3号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在四木字北四木、地目畑、面積1千967平方メートルのうち182平方メートル。目的、農作業場及び重油タンク用地。事業内容、農作業場及び重油タンク用地として利用したい。

以上です。

川野会長

これも報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。
会議中ですが、10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

川野会長

会議を再開いたします。

次に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、担当の農政課から説明願います。

農政課、中嶋副主幹、お願いいたします。

中嶋副主幹

今、ご紹介にあずかりました農政課の中嶋です。よろしくお願いします。

ちょっと座って失礼させていただきます。

では、本日、総会のお忙しい中、時間をあけていただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想試案についてご説明させていただきたいと思います。

先日、総会資料と一緒にあらかじめ送付させていただきましたけれども、昨年6月24日に改正農業経営基盤強化促進法というものが公布され、同年の12月15日から施行されましたことに伴いまして、このたび、都道府県の基本方針と市町村の基本構想の中の関係する部分の変更が必要となりました。

八街市におきましても、平成18年8月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものが策定されておりまして、この中の内容の一部を今回改正されました農業経営基盤強化促進法の内容に合わせてというものでございます。

農業経営基盤強化促進法の施行後、1月末までには、県の基本方針の変更が行われておりまして、市町村におきましては、県の基本方針変更後3カ月以内に変更をしなければならないとされておりまして、今回、基本構想改正の試案を作成いたしました。

この八街市の構想試案につきましては、県において作成されておりまして基本構想改正令に基づきまして、市町村名の部分を八街市に書き換えて変更しておりますので、農業経営基盤強化促進法の改正による変更点は、一応すべて網羅されたものとなっております。

なお、認定農業者における主な営農累計等の数字的目標につきましては、変更せずに、あくまで経営基盤強化促進法の改正による変更点のみに絞った形での改正内容となっております。

農業経営基盤強化促進法による基本構想の改正点の主なものといたしましては、まず、農地利用集積円滑化事業の新設ということでございます。今回の農業経営基盤強化促進法の改正で、農地の利用集積を促進するために、市町村や農協などが事業主体となって農地の所有者から農地の貸し付け等について委任を受け、その者の代理となって農地の貸し付け等を行うことができることとなりました。

このことによって、農地の所有者は自ら農地の貸付先、借り手を探す必要がなく、また、担い手、借主は個々に所有者と交渉する必要がなくなり、しかもこの事業が順調に行われてくれば、面的にまとまった農地を借り入れすることができるようになります。この市町村もしくは農協などからなる事業主体を農地利用集積円滑化団体と呼びます。

県内におきましては、ほとんどの市町村で、この農地利用集積円滑化団体が決定されております。そのほとんどがJAとなっております。八街市、佐倉市、四街道市におきましても、JAいんばさんに検討しているところでございますが、今のところ、まだ承諾の方をいただけておりません。

これに伴い市町村段階の農地保有合理化事業の規定が廃止されました。

2つ目といたしましては、遊休農地対策として遊休農地に関する措置に関する規定が新設されました。これに伴い、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置が削除され、指導通知、勧告等を行う実施主体も市町村長から農業委員会へと一元化されました。

3つ目といたしましては、特定の法人、貸付事業の廃止で、これは市長村長が定めた一定の地域に限り、市町村を介して農業生産法人以外の法人が農地の借り入れをできるという制度でしたが、今回の農地法改正によりまして、農業生産法人以外の法人も一定の要件を満たせば、すべての農地について賃借が可能になるなど、農地賃借の規制が大幅に緩和されたことによりまして廃止するものでございます。

以上の改正により、現在の基本構想の内容の一部について、あるいは削除をし、改正を行うものでございます。

先日、お配りしてございます資料でございますけれども、この赤字で書かれた部分が変わってきております。目次の部分で、まず、右側のところが旧、左が新となります。線で消してある部分が、今回削除になりまして、加えてあるものが経営基盤促進法により追加することになった部分でございます。

以上ですが、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。

説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

農地利用集積円滑化団体のことについてですけれども、今の我々農業委員は農地を借りたい、貸したいという人からお話をいただいたときに、その橋渡しをしているわけですけれども、例えばそういう人たちがあらわれたときに、この団体

川野会長
落合委員

に報告とか何とかした場合に、やはりこの事業に仕事をしていただけるような内容なのでしょうか。

中嶋副主幹

この円滑化団体が貸したい人から農地をいろいろ、買う場合もありますし、一時というか、こういう人でどれだけ、どこにあってというのをずっと集めてストックしておきます。それで、借りたいという人があらわれたときに、その中から貸すような形になりますね。

藤岡事務局長

今のお話ですが、基本的には今まで農業委員さんが集積していただければ、それはそれで、もう相手方が決まっていれば、どんどん集積していただいて結構なんです。この利用集積の円滑化団体というのは、そういうだれも貸し手も、借り手も、今のところはないんだというような場合に、まず、一番いいのは、その地域に一番近い方の例えば認定農業者とか、そういう方のリストを円滑化団体の方で作成しておきまして、その中で規模拡大を計画している方とかをすべて円滑化団体の方でリスト計上しておきまして、その方に順番に、まず近い方にこういう農地があるんですが、どうでしょうかというようなご紹介をしていくということでございます。だんだん、近くにいなければ、その隣の区の方であるとかで、規模を拡大している方にご紹介をしていくというような予定を現在していると、そういう形で進んでいくものだと思っております。ただ、まだ、円滑化団体が実施主体が市になるか、農協になるかというのが、まだ決まっておりませんので、その辺が決定して、そのリストにつきましては農政課の方で多分、利用者のリストについては農政課の方で認定農業者等を把握しておりますので、そういう借りたい人のリスト等は作っていけるものと思っております。ただ、皆さん農業委員さんが、もし相談されたら、そのままどんどん利用集積させていただいて、それは構いませんので、そういう方がいない方は市の方で受けてもらえますよということを認識しておいていただければということでございます。

川野会長

落合委員、了解でしたでしょうか。

落合委員

もう1点。この文章の中で、自ら貸付先を探す必要がなく、担い手は個々に所有者と交渉する必要がなくと書いてありますけれども、農地の貸し借りというのはやはり相手がわかった方が、わからないとかえって不安とか、トラブルが起きやすいような感じがするんですけれども、その辺の配慮というのはどうなんでしょうか。

藤岡事務局長

もちろん、うちの方に相談に来る方もちゃんとした人じゃないと嫌だとかという方も結構おりますので、うちの方で、農業委員会で今紹介する場合は、こういう方ですけれども、連絡させていいですかという了解をとってお話をいただいているような状況ですので、今、落合委員がおっしゃったように、だれでもいいと、中にはだれでもいいよという人もいないわけではないので、そういう人がだんだんリストの中には載ってくるのかなというふうには思っております。でき

れば、こういう方という案みたいなものもあれば、それも載せていくんじゃないかなと。まだ、実施が始まっておりませんので、形がどういうふうになるか、ちょっと定かではないんですが、そういう要望があれば、そういう要望も踏まえた貸し借りができるような状態になるんじゃないかなと。あくまでも、この要綱に載せているのが、基本的には応募があれば対応しますよということですので、相手方がわかった方がいいということであれば、もちろん相手方はこういう方ですとお話をして貸し借りになっていくんじゃないかなというふうに思っております。

川野会長 どうですか。落合委員、いいですか。

落合委員 はい。

川野会長 そのほかにございせんか。

山本重委員 千葉県農業開発公社というのは、なくなったのですか。それとも、その事業の内容が、水産公社に含まれるのですか。

藤岡事務局長 農業公社が水産公社に合併されたんです。だから、今盛んに外郭団体統合とかをやっていますけれども、統合しちゃっています。

川野会長 いかがですか、山本委員。

山本重委員 はい。わかりました。

川野会長 それでは、そのほかにも、

ございせんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 なければ、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

このことにつきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員でありますので、この件については、承認することに決定いたします。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

藤岡事務局長 閉会を宣す。(午後4時20分)

議事録署名人

議 長

1 番

2 番